

「塚口さんさんタウン商店街振興組合」発行の商品券をお持ちの皆様へ

塚口さんさんタウン
商店街振興組合

商品券は

平成
29年

6月30日(金)

をもちまして

利用できなくなりました



上記のご利用期間を過ぎました未使用商品券は
「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、
払い戻し手続きを実施いたします。

お申し出・払戻し期間

平成29年7月1日(土)～平成29年9月30日(土)まで

【時間】 午前10時から午後8時まで（専門店街定休日を除く）

※この期間にお申出が無い場合は、払い戻し手続きから除斥されますので十分ご注意ください。

お申し出・払戻しの場所、方法

【場所】 さんさんタウン3番館1階インフォメーション

【方法】 未使用の商品券をご持参ください。現金で払い戻しいたします。

対象となる商品券

「塚口さんさんタウン商店街振興組合」発行の額面**1千円・5百円**の商品券

【注意事項】 以下の商品券については払い戻し出来ません。

●偽造又は変造された物 ●3分の1が減失した物 ●券番が明確でない物 ●捺印されていない物

問い合わせ先 **06-6427-3313** (専門店街定休日を除く)
午前10時から午後8時まで

さんさんタウンテナント会 事務局

〒661-0012

尼崎市南塚口町2丁目1番2-402号